

申請時の持参書類

(1) 申請者本人による申請

①旅券

旅券が提示できない場合は、日本国又は居住国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書（運転免許証、居住国の外国人登録証、滞在許可証等）

②領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類（住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガスの領収書等）

※3ヶ月以上住所を有してから申請する方は、住所を有している全期間ではなく、3ヶ月以上住所を有していることを証明できる書類で足りります。

※以下の場合には②の書類が不要となります。

- ・3ヶ月以上住所を有してから申請する方が、在留届を3ヶ月以上前に提出している場合
- ・住所を有している期間が3ヶ月未満の時点で申請する方が、申請書の「左の領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日」欄に記載する日以前に既に在留届を提出している場合

(2) 同居家族等を通じた申請

上記(1)に記載した①及び②の書類に加え、次の③及び④の書類が必要になります。

③申請を行う同居家族等の方の旅券

※旅券以外の身分証明書は認められませんので、ご注意ください。

④申出書

※あらかじめ、登録申請者本人がこの「申出書」と「在外選挙人名簿登録申請書」に署名していただくことが必要です。

※申出書は総務省のホームページから入手できます。

在外選挙人証の受領

在外選挙人証は在留地における住所地での受領のほか、登録申請時に希望した場合には、在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所でも受領することが可能です。

詳しくは下記ホームページまで ……………

総務省 <http://www.soumu.go.jp>

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

海外に居住される方に 朗報です。 「在外選挙制度」が 新しくなりました。

■衆議院議員及び参議院議員の比例代表選挙だけでなく、選挙区選挙にも投票できるようになりました。（平成19年6月1日以降実施される衆議院議員及び参議院議員の選挙から）

■在留届の提出時など、3ヶ月の住所要件を満たしていない時点においても、在外選挙人名簿への登録申請ができるようになりました。（平成19年1月1日から）



総務省・(財)明るい選挙推進協会



総務省・(財)明るい選挙推進協会

投票のために「登録申請」をしましょう。

外国にいても「在外選挙制度」で、日本の国政選挙の投票ができます。

海外で投票するには、まずあなたが住んでいる地域を管轄する日本大使館・総領事館（出張駐在官事務所を含む）で、在外選挙人名簿への登録を申請する必要があります。

登録された方には、投票時に必要な「在外選挙人証」が、申請先の市区町村選挙管理委員会から日本大使館・総領事館を通じて交付されます。

登録資格

■年齢満20歳以上の方

■日本国籍をお持ちの方

■海外に3ヶ月以上お住まいの方

（あなたの住所を管轄する日本大使館や総領事館の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上お住まいの方）

なお、申請時において3ヶ月以上住所を有している必要はありません。旅券法第16条による在留届の提出と同時に申請書を提出することができます。（この場合、領事官が3ヶ月以上住所を有したことを確認した後、市区町村選挙管理委員会において在外選挙人名簿に登録されます。）

申請書の提出方法

■申請者本人又は申請者の同居家族等が、直接、お住まいの住所を管轄する日本大使館や総領事館の領事窓口に申請してください。

■窓口時間は、日本大使館や総領事館によって異なりますので、ご確認ください。

※申請書は日本大使館や総領事館にあります。また、総務省のホームページでも入手できます。

ご注意 1

- 1.日本国内の最終住所地で転出届が未提出となっている方は、在外選挙人名簿に登録できません。
- 2.申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前にご確認くださいようお願い致します。
- 3.在外選挙人証は、投票する都度提示していただくものです。大切に保管しましょう。

ご注意 2

一時帰国して転入届を行い、再び海外に転出した場合には、転入届をして4ヶ月を経過したときに在外選挙人名簿から抹消されるため、改めて在外選挙人名簿への登録申請が必要です。

3つの投票方法により投票できます。

在外選挙の投票方法

■ 在外選挙の対象となる選挙

衆議院議員及び参議院議員の選挙

■ 選挙できる選挙区

登録された市区町村の属する選挙区となります。

海外で投票する場合

最寄りの日本大使館・総領事館が在外公館投票を実施するか否かは直接問い合わせるか、外務省のホームページでご確認ください。

● 在外公館投票が実施される場合

「在外公館投票」と「郵便等投票」のいずれかを選択のうえ、投票できます。なお、在外公館投票を実施する日本大使館・総領事館であれば、国・地域を問わず投票できます。

● 在外公館投票が実施されない場合

「郵便等投票」が行えます。なお、在外公館投票を実施する他の日本大使館・総領事館に直接出向いて「在外公館投票」を行うこともできます。

1. 在外公館投票

在外公館投票は、直接日本大使館・総領事館（出張駐在官事務所を含む）に出向いて、「在外選挙人証」と「旅券」等の身分証明書を提示して投票する方法です。

● 投票場所

日本大使館・総領事館の事務所内に投票所が設置されます。

● 投票期間

選挙の公示の翌日から各日本大使館・総領事館ごとに定めら

れた締切日までとなります。

※補欠選挙等の場合は、告示の翌日以降であらかじめ指定された日にも投票できます。

● 投票時間

原則的に現地時間の午前9時30分から午後5時までです。

※地理的な事情等で、例外的な時間設定をすることがあります。

● 持参書類

① 在外選挙人証 ② 旅券

※旅券が提示できない場合は、日本国又は居住国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付き身分証明書でも差し支えありません。

2. 郵便等投票

郵便等投票は、登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に同用紙に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法です。

① 投票用紙等の請求

あらかじめ登録先の選挙管理委員会に「在外選挙人証」と投票用紙等請求書（総務省ホームページから入手できます）を送付の上、投票用紙等の請求を行います。

② 投票用紙等の交付

投票用紙等の請求を受けた登録先の選挙管理委員会は、投票用紙等を直接郵送して交付します。

③ 投票用紙等の送付

投票用紙等の交付を受けた後、選挙の公示又は告示の翌日以後、同用紙等に記入の上、日本国内の選挙期日（投票日）の投票所閉鎖時刻（通常午後8時まで）に、投票所に到達するよう、選挙管理委員会宛に送付します。

※投票用紙等の請求は、いつでも請求することができますので、郵送日数を考慮して早めに請求することが大切です。

日本国内で投票する場合

旅行等により一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3ヶ月を経っていない方（選挙人名簿に登録されていない方）。

3. 日本国内における投票

一時帰国等により、国内で投票される場合は、在外選挙人証を提示して、国内の投票方法を利用して次の(1)から(3)までの投票ができます。

公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日までの間

(1) 期日前投票 (2) 不在者投票

選挙期日（投票日当日）

(3) 投票所における投票

※(1)から(3)までの詳しい投票方法については、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。